

平取町防災拠点型庁舎整備基本構想策定業務委託
公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料名及び番号	質問内容	回答
1	実施要領 5(3)(4) 審査基準 2(3)ア	実施要領 5(3)(4)にて、主任技術者と担当技術者は技術士(都市及び地方計画)または一級建築士とありますが、審査基準 2(3)アでは、二級建築士や建築設備士についても評価係数の記載がありました。これは、例えば二級建築士や建築設備士でも主任技術者や担当技術者としてとすることができるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	審査基準 2(2)ウ	有資格者数の算定で使用する技術者数とは、従業員数のことでしょうか。または技術職社員で、事務や営業職を除くと考えてよろしいですか。	様式 2 会社概要書に記載する技術者数に審査基準 2(2)イの欄外に掲げる技術者資格係数を乗じて算出願います。
3	様式 2 会社概要書	社内の技術分野が多岐にわたり建築や都市及び地方計画と無関係の技術者が多数となる場合、換算技術者数÷技術者数の評価が低くなります。その場合、技術者数とは、建築分野の技術者数と考えてよいでしょうか。	同上
4	様式 3 代表業務実績	「成果品のコピーを一部提出すること。」とありますが、弊社のコンプライアンス規定により、業務発注者以外へ成果品を提出することはできません。成果品一式ではなく、業務発注者である自治体が HP で公開している部分のみの提出としても宜しいでしょうか。	自治体が HP で公開している部分のみの提出で構いません。
5	実施要領 9(1)番号 1	企画提案書は任意様式 A4 とありますが、枚数に制限はありますか。	枚数に制限はありません。
6	審査基準 2(4)	一次審査(参加申込書評価表)において算出された点数は、二次審査(企画提案書等の評価)には加算されないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。